

子供の性被害撲滅

広報

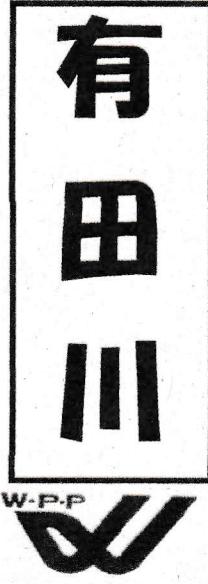
子供がスマートフォンなどを使ってSNS上で知り合った者と連絡を取り合い、その者に要求されて自画撮りした児童ポルノ画像を送信してしまう児童ポルノ事犯や、実際に会う約束をした挙げ句に、性被害に遭うといった事案が発生しています。

児童ポルノを撮影したり他人に提供したりすることはもちろん、所持することも「犯罪」です。

送信した画像等をネタに脅され、更なる被害に遭う危険性もあり、被害に遭った子供が長期間にわたって苦しめられることにもなりかねません。

インターネットに対する正しい知識や利用方法について親子で話し合い、家庭でルールを作りましょう。

子供達を違法・有害情報との接触から守り、安全・安心にインターネットを利用するための「フィルタリング」を活用し、子供の年齢に応じて利用時間を設定したり、アプリの利用を個別に許可または制限しましょう。



「DV・ストーカー被害からあなたを守るために」

パートナーからの暴言・暴力、元恋人・知人からの執拗なつきまといや復縁(交際要求)等に悩んでいませんか？

DVやストーカー被害は、事態が急展開し、重大な事件に発展する可能性があります。

我慢したり、自分を責めたりする必要はありません。

一人で抱え込まずに、早い段階で警察や相談窓口に相談してください。

【問い合わせ先】最寄りの警察署または、
県警察本部人身安全対策課
☎ 073-423-0110

【相談窓口】和歌山県DV相談支援センター
☎ 073-445-0793

※緊急時はすぐに110番通報を

被害相談窓口のご案内

ひとりでお悩みではありませんか。

犯罪による被害のご相談を受け付けています。

- 和歌山県警察ホームページ <https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/>
- 総合相談電話（和歌山県警察本部）短縮ダイヤル #9110
- 性犯罪被害相談電話（和歌山県警察本部）短縮ダイヤル #8103（ハートさん）

警察庁犯罪被害者等施策推進課
犯罪被害にあわれた方・支援者のための
ポータルサイト「ギュッとCH（チャンネル）」



指名手配被疑者の検挙に御協力を！

警察では、11月を「指名手配被疑者捜査強化月間」として、早期検挙に取り組んでいます。

「指名手配被疑者によく似た人を見掛けた。」といった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報してください。



廃棄物（ゴミ）の野外焼却（野焼き）について

10月上旬ころ、有田市の県道沿いの敷地で、壊れて使えない家電製品（洗濯機）を処分しようと土地管理者が火を点けて燃やしていた事案があり、炎や黒煙が上がる状況を目撃した通行人から警察に通報が入り、駆けつけた当署員が事件検挙しています。

廃棄物を野外焼却等する行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反にあたり、同法律の中の例外規定で一部の焼却行為（下記の①②③④⑤）は認められているものの、これら例外規定以外の焼却行為は禁止されており、違反者に対し罰金等が科されます。

火災防止と環境配慮の点からも、廃棄物の安易な野外焼却は絶対に止めましょう。

【野外焼却（野焼き）の例外規定】

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（河川敷の草焼き、道路端の草焼きなど）
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のため必要な廃棄物の焼却（災害等の応急対策、火災予防訓練など）
- ③ 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（正月の「しめ縄や、門松等」を焚く行事など）
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（田畠の草や樹木の下枝の焼却、漁網に引っかかったゴミの焼却など）
- ⑤ 焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（落ち葉焚き、早朝に工事現場等で暖をとる行為、キャンプファイヤーなど）

【注意点】

- ※ 例外規定で認められている野外焼却であっても煙等で周辺の民家等に迷惑がかかる場合は中止を指導することがあります。焼却量、風向、時間帯等のマナーに十分配慮して下さい。
- ※ 周辺への燃え移りを予防するため、消火用の水を用意し、火が完全に消えたのを確認するまで、その場を離れないで下さい。
- ※ 火災に発展した時は、直ぐに消防や警察に通報して下さい。

広報

うたせ

有田湯浅警察署
TEL 64-0110
辰ヶ浜警察官
駐在所
下出 智哉



先月号に載せた
スプリンクラーの部品の盗難に
ついては犯人が
捕まりました。

鱗 串 俳 句 会

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進
キャンペーン」月間です。

児童虐待の多くは親からの虐待であり、子供が被害を申し出ることが期待できません。そのため周りの者が子供のSOSに気付いて救いの手を差し伸べることが重要です。

「子供の車内放置」はネグレクト、
「子供の面前での夫婦げんか」は心理的虐待

という児童虐待に当たります。

このような事態を目撃したら、ためらわずに警察や児童相談所へ知らせてください。

通報者や通報内容についての情報や秘密は、必ず守られます。



【問い合わせ先】 最寄りの警察署または、
県警察本部人身安全対策課

☎ 073-423-0110

【子ども悩み相談】 ヤングテレホン・いじめ110番

☎ 073-425-7867

※ 児童相談所虐待対応ダイヤル

（全国共通）「189」

○	○	○	○	○	○
芋蔓のイナゴも恋の色を増し	新次郎喝古米古米古古古米	芋茶粥作りて想ふ在りし父母	雲の峰亡夫の教え生き様と	金銀の位牌高野は秋の声	銀蜻蜒帽子投げ捨て追った日も
萬谷	梅本	嶋田	青山	森山	梅本
明憲	哲夫	まゆみ	禮子	千代	泰子